

令和7年度

指定障害福祉サービス事業者等集団指導

(参考資料・共通)

目 次

- 1 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の
体制整備の強化・徹底について ・・・・・・・・ P 9
- 3 社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14
- 4 特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における
支援者の付添いの受入れについて ・・・・・・・・ P 76
- 5 利益供与等の禁止について ・・・・・・・・ P 86

障害福祉課 障害施設係

雇児総発 0915 第 1 号
社援基発 0915 第 1 号
障 障 発 0915 第 1 号
老 高 発 0915 第 1 号
平成 28 年 9 月 15 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことから、本年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号・社援発 0726 第 1 号・障障発 0726 第 1 号・老高発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連名通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」により、あらためて社会福祉施設等における高齢者や障害者、児童といった入所者や利用者等（以下「利用者」という。）の安全の確保に努めるよう注意喚起をお願いしたところです。

この点、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保（以下「防犯に係る安全確保」という。）がなされた社

会福祉施設等となることの両立を図る上では、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要です。

つきましては、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、今回の事件の検証を踏まえ、現段階で必要と考えられる別添の点検項目を整理しましたので、下記の事項にも留意の上、管内市町村及び社会福祉施設等に対し周知をし、取組みを図るよう連絡方よろしくお願いいたします。

また、別添の点検項目については、引き続き、社会福祉施設等に係る関係者や防犯に係る安全確保の専門家などからの意見を踏まえ、追加・修正を行う場合があることを申し添えます。

なお、本通知については、警察庁からも都道府県警察本部に周知いただくよう依頼しております。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものです。

記

1. 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るためには、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。
2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討すること。

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力量請や情報交換が容易になるよう配慮すること。加えて、近接する都道府県・市町村間等（交通事情や不審者等の生活圏等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含む。）で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。

3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急時の対応について確認しておくなど、防犯に係る安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましいこと。

(別添)

社会福祉施設等における点検項目

1 日常の対応

(1) 所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合

言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。
また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
 - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む）
 - ② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）

例：玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。

防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。

防犯性能の高い建物部品（ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等）に交

換する。

- ③ 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）

例：道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。

敷地や建物への出入口を限定する。

- ④ 監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）

例：夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。

植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。

防犯カメラを設置する。

- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。
- 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。

（６）施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども１１０番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示してい

るか。

- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。
 - ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。
 - ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。
 - ・ (利用者の年齢や心身の状態に応じて) 利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。
 - ・ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。
また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。
 - ・ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

(2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。
 - ・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的おそれがあると判断し

た場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。

- ・ 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
- ・ 不審者に対し利用者から離れた場所に移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
- ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
- ・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記（１）の体制を確保する。

障 障 発 0909 第 1 号

平 成 28 年 9 月 9 日

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿

中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

(公 印 省 略)

障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

障害者支援施設等においても、介護保険施設等同様、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

これまでも「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」(平成10年8月31日社援第2153号)等のほか、今回の被害を踏まえ発出した「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」(平成28年9月1日雇児総発0901第3号、社援基発0901第1号、障障発0901第1号、老高発0901第1号)の各通知及び関係法令に基づき、障害者支援施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導を行っていただいているところですが、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、管内市町村及び貴管下障害者支援施設等へ周知いただくとともに、都道府県等におかれては、水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況(実施時期等)に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いいたします。

また、下記3に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、別紙項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

記

1 情報の把握及び避難の判断について

障害者支援施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を障害者支援施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月19日付内閣府策定)において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添1「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」も参照すること。

特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添2「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)を参照願いたい。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

障害者支援施設等は、非常災害に関する具体的な計画(以下「非常災害対策計画」という。)を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域

の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要であり、別添３の資料も参考としながら、各障害者支援施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

【具体的な項目例】

- ・ 障害者支援施設等の立地条件（地形 等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員 等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・ 関係機関との連携体制 等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。また、非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力すること。

上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて障害者支援施設等における非常災害対策を講じること。

非常災害対策計画策定の参考となる資料として別添３の資料を添付するので、併せて参考とすること。

３ 点検及び指導・助言について

都道府県等は、上記１、２に記載した留意事項を踏まえ、障害者支援施設等における水

害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されているが項目等が不十分である場合については、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行うこと。

別紙の3の対象施設における別紙の1、2に記載した項目について、今年末時点の状況を都道府県等において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知おき願いたい。

【参考となる資料】

(別添1)「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」(内閣府作成)

(別添2)「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課))

(別添3)「指定障害福祉サービス事業者等のための『非常災害対策計画』作成の手引き」(平成26年3月愛知県健康福祉部障害福祉課)

<http://www.pref.aichi.jp/shogai/05jigyousha/shitei/index.html>

調査項目案（予定）

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・ 障害者支援施設等の立地条件
 - ・ 災害に関する情報の入手方法
 - ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ・ 避難を開始する時期、判断基準
 - ・ 避難場所
 - ・ 避難経路
 - ・ 避難方法
 - ・ 災害時の人員体制、指揮系統
 - ・ 関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成 28 年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定時期はいつか。

3 対象施設等

- ・ 障害者支援施設 ・ 療養介護事業所 ・ 生活介護事業所 ・ 短期入所事業所 ・ 自立訓練事業所 ・ 就労移行支援事業所 ・ 就労継続支援事業所 ・ 共同生活援助事業所 ・ 障害児入所施設 ・ 児童発達支援事業所 ・ 医療型児童発達支援事業所 ・ 放課後等デイサービス事業所 ・ 児童発達支援センター

※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。

※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。

事務連絡
令和2年6月15日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（依頼）

社会福祉施設等においては、災害等にあっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」を作成しておくことが有効です。

しかしながら、特定分野における事業継続に関する実態調査（平成25年8月内閣府防災担当）によると、福祉施設におけるBCPの作成率は4.5%と多くの施設で作成が進んでいない状況であり、社会・援護局関係主管課長会議（令和2年3月4日）においても、管内の社会福祉施設等におけるBCPの策定を依頼しているところです。

今般、課長会議でもお知らせした通り、令和元年度社会福祉推進事業を活用し、MS&AD インターリスク総研株式会社が実施した「社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業」において、社会福祉施設等におけるBCP様式（別紙1）及び社会福祉施設等におけるBCP様式解説集（別紙2）を作成しましたので、管内の社会福祉施設等に対して周知を行うとともに、BCPの作成を依頼していただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症発生時にも対応したBCPを作成しておくことも重要です。厚生労働省のHPでは、社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインや業務継続計画の作成例を掲載していますので、あわせて周知を行うとともに作成を依頼していただきますようお願いいたします。

【参考】

- 社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業
https://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2019_welfare_bcp_1.pdf

- 社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインなど
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

総則

1. 基本方針

施設・事業所としての災害対策に関する基本方針を記載する。

*法人本部の基本方針と同じであれば、それらを記載しても構わない。

2. 推進体制

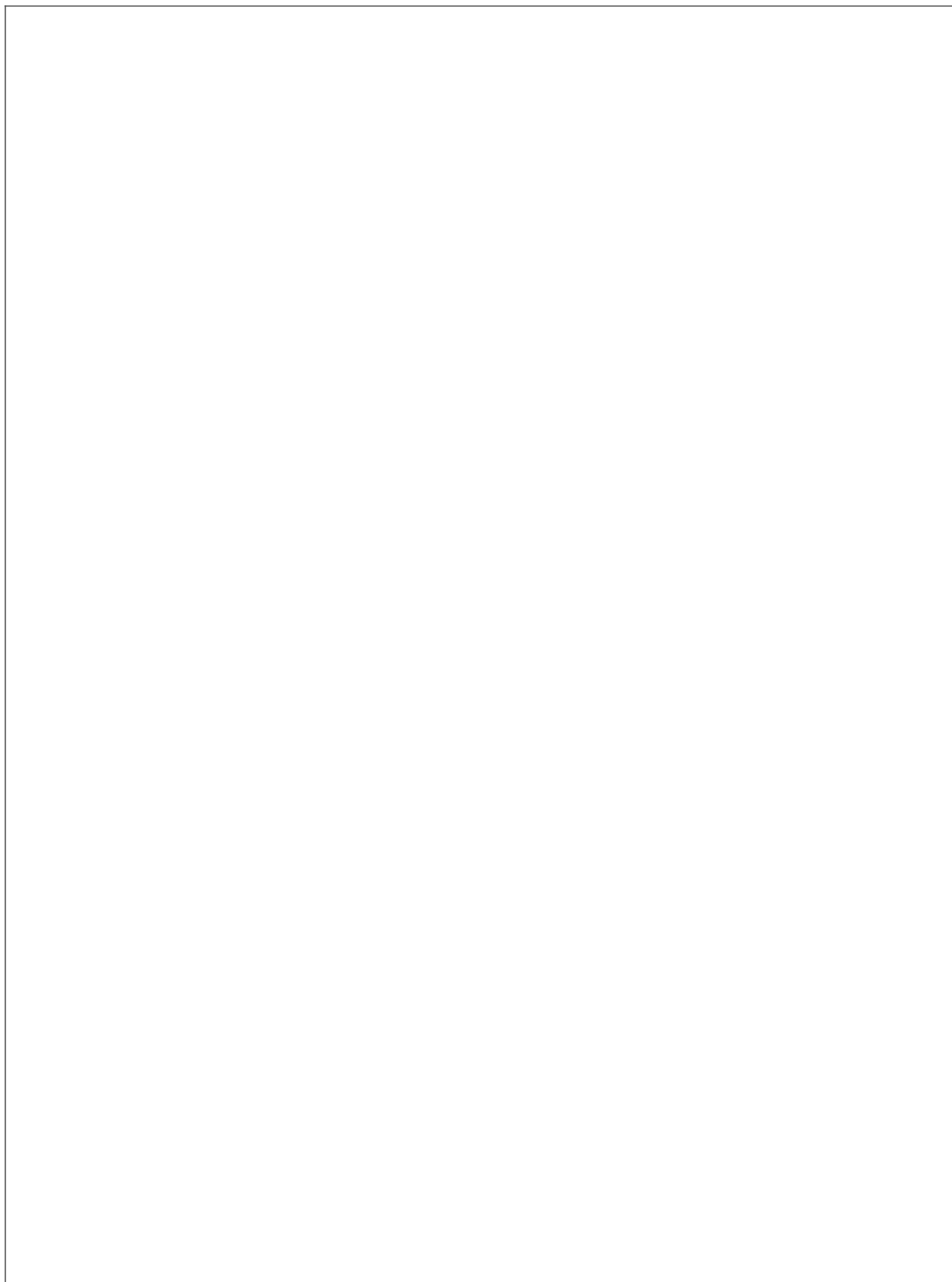
平常時の災害対策の推進体制を記載する。

(記入フォーム例)			
主な役割	部署・役職	氏名	補足

3. リスクの把握

(1) ハザードマップなどの確認

施設・事業所が所在するハザードマップ等を掲載する（多い場合は別紙として巻末に添付する）。

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for the attachment of hazard maps or other documents as described in the text above.

(2) 被災想定

大きな被害が予想される災害について、自治体が公表する被災想定を整理して記載する。

【自治体公表の被災想定】

<項目例>

交通被害

道路：

橋梁：

鉄道：

ライフライン

上水：

下水：

電気：

ガス：

通信：

【自施設で想定される影響】

自治体発表の被災想定から自施設の設備等を勘案のうえ記載する。また、時系列で整理することを推奨する。

<記入フォーム例>

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
(電力)	自家発電機 →	復旧	→	→	→	→	→	→	→
電力									
E V									
飲料水									
生活用水									
ガス									
携帯電話									
メール									

4. 優先業務の選定

(1) 優先する事業

複数の事業を運営する施設・事業所では、どの事業（入所、通所、訪問介護など）を優先するか（逆にどの事業を縮小・休止するか）を法人本部とも連携して決めておく。

<優先する事業>

(1)

(2)

(3)

<当座停止する事業>

(1)

(2)

(3)

(2) 優先する業務

上記優先する事業のうち優先する業務を選定する。

(記入フォーム例)

優先業務	必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
与薬介助	人	人	人	人
排泄介助	人	人	人	人
食事介助	人	人	人	人
・・・	人	人	人	人
・・・	人	人	人	人

5. 現状の課題と対策

事業継続をより一層確実に行うために現状の課題と実施すべき事項を整理する。

検討部署	区分	項目	課題内容	対応の方向性	関係部	目標完了期限

6. 訓練

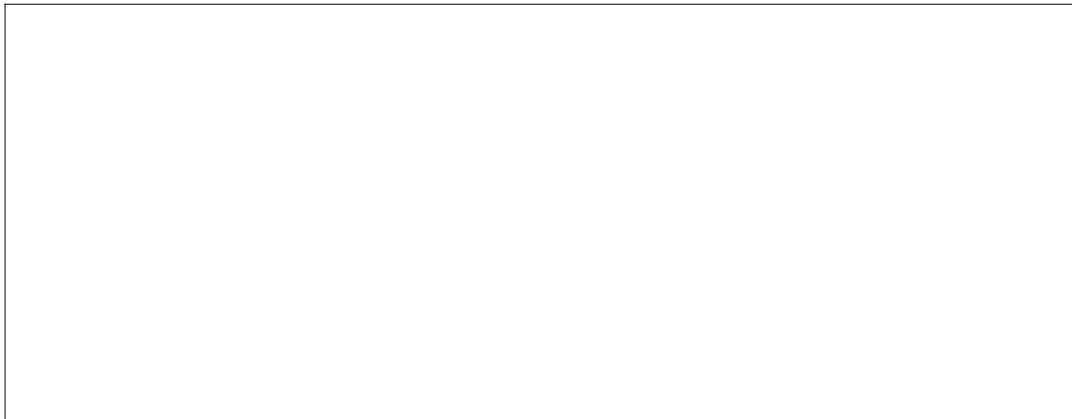
訓練実施の方針、頻度、概要等について記載する。

--

* 訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

7. 評価と改善

評価プロセス（●●委員会で協議し、責任者が承認するなど）や定期的に取り組の評価と改善を行うことを記載する。



*継続してPDCAサイクルが機能するよう記載する。

I. 自施設での対応（自助）

1. 平常時の対応

（1）建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

(2) 電気が止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策

(3) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策

(4) 水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活用水の確保を記載する。

① 飲料水

--

* 備蓄の場合は、備蓄の基準（2ℓペットボトル●本（●日分×●人分）などを記載）

② 生活用水

--

＊貯水槽を活用する場合は容量を記載。ポリタンクを準備する場合は容量と本数を記載。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→ 携帯電話／携帯メール／PHS／PCメール／SNS等

--

(6) システムが停止した場合の対策

電力供給停止などによりサーバー等がダウンした場合の対策を記載する（手書きによる事務処理方法など）。

浸水リスクが想定される場合はサーバーの設置場所を検討する。

データ類の喪失に備えて、バックアップ等の方策を記載する。

--

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を検討、記載する。

① トイレ対策

【利用者】

【職員】

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物は、以下の方法で処理を実施する。

(8) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。定期的にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当

(9) 資金手当て

災害に備えた資金手当てを検討し、記載する（火災保険など）。

緊急時に備えた手元資金等（現金）について記載する。

--

* 地震保険の保険契約については地域によって制限がある

2. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

地震の場合と水害の場合に分けてBCPを発動する基準を検討し、記載する。

【地震による発動基準】

【水害による発動基準】

また、施設長が不在の場合の代替者も決めておく。

施設長	代替者①	代替者②

(2) 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

(3) 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し記載する。

(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第 1 候補場所	第 2 候補場所	第 3 候補場所

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

震災発生時の利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく（別紙で確認シートを作成）。なお、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに医療機関へ搬送できるよう方法を検討する。

【安否確認ルール】

② 職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく（別紙で確認シートを作成）。（例）携帯電話、携帯メール、ＰＣメール、ＳＮＳ等

【施設内】

【自宅等】

（６）職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

(7) 家族への連絡・引き渡し【通所の場合】

利用者の安否確認後、利用者家族へ安否状況の連絡を行う。あらかじめ複数の連絡方法を検討しておき、被害状況を勘案した上で、最適な連絡方法を選択し実施する。

【地震】

【連絡方法等】

【連絡がつかない場合】

※利用者家族の連絡先については別途整理しておく

(8) サービス停止基準の検討【通所の場合】

【風水害】

台風などの接近により甚大な被害が予想される場合は、あらかじめサービスを停止することを余儀なくされる。どのような場合にサービスを停止するか行政とも相談しながらサービス停止基準を定めて、利用者家族へ説明しておく。

【サービス停止の目安や考え方等】

(9) 施設内外での避難場所・避難方法

震災発生時、施設内外の避難場所となる候補場所を決めておく。

【施設内】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所		
避難方法		

【施設外】

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所		
避難方法		

（１０）重要業務の継続

優先業務の継続方法を記載する（被災想定（電気の有無など）とあわせて時系列で記載すると整理しやすい）。

--

（１１）職員の管理

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

【災害時の勤務シフト原則】

(12) 復旧対応

復旧作業が円滑に進むように施設の破損箇所確認シートや各種業者連絡先一覧を整備し、別紙として添付しておく。

<建物・設備 n 被害点検シート例>

	対象	状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	...		
建物・設備 (フロア単位)	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	...		

II. 他施設との連携

1. 連携体制の構築

(1) 連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

(2) 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

（３）地域のネットワーク等の構築・参画

施設の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容

2. 連携対応

(1) 事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。

[illegible]

(2) 利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などに、あらかじめまとめておく。

(3) 共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

Ⅲ. 地域貢献

1. 被災時の職員の派遣

(1) 災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録

「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」では、都道府県は、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成することが求められており、それらが円滑に実施されるよう都道府県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体などの官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」を構築するよう示されている。

社会福祉施設等は災害派遣福祉チームにチーム員として職員を登録するとともに、事務局への協力、災害時に災害派遣福祉チームのチーム員の派遣を通じた支援活動等を積極的に行うことが期待されている。地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

2. 福祉避難所の運営

(1) 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

社会福祉施設の公共性を顧みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが、仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。

(2) 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

＜参照＞福祉避難所の確保・運営ガイドライン 内閣府（防災担当）

以 上

総則

1. 基本方針

施設・事業所としての災害対策に関する基本方針を記載する。

(記載例)

災害に対する基本方針 ① 利用者及び職員の生命を守り、継続的・安定的にサービスを提供する。 ② 地域の災害拠点となる
--

(提供) 社会福祉法人 若竹会 非常災害等対策計画

* 法人本部の基本方針と同じであれば、それらを記載しても構わない。

(補足説明)

- ・ 災害において社会福祉施設等が果たすべき役割を鑑みて検討する。基本方針は優先する事業の選定や地域貢献その他さまざまな項目を検討する際の原点となるので、何のために B C P 策定に取り組むのかその目的を検討して記載する。

2. 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

(記載例)

当施設の事業継続の推進組織は「リスクマネジメント委員会」の下部組織として設置した「災害対策推進チーム」とする。メンバーは以下のとおりとする。		
主な役割	部署	氏名
責任者	施設長	●● ●●
取りまとめ役（リーダー）	総務部長	●● ●●
介護担当（シフト関係）	介護主任	●● ●●
介護担当（ケア方法等）	介護主任	●● ●●●●
設備インフラ担当	設備課長	●● ●
給食担当	管理栄養士	●● ●●●
・・・	・・・	・・・

(補足説明)

- ・ 災害対策は一過性のものではなく、継続して取り組む必要がある。また災害対策の推進には、総務部などの一部門で進めるのではなく、多くの部門が関与することが効果的であるため、継続的かつ効果的に取組を進めるために推進体制を組成する。
- ・ 被災した場合の対応体制は「Ⅱ. 2. 緊急時の対応」の項目に記載する。ここでは平常時における災害対策や事業継続の検討・策定や各種取組を推進する体制を記載する。
- ・ 各施設・事業所の実情に即して、既存の検討組織を有効活用する。

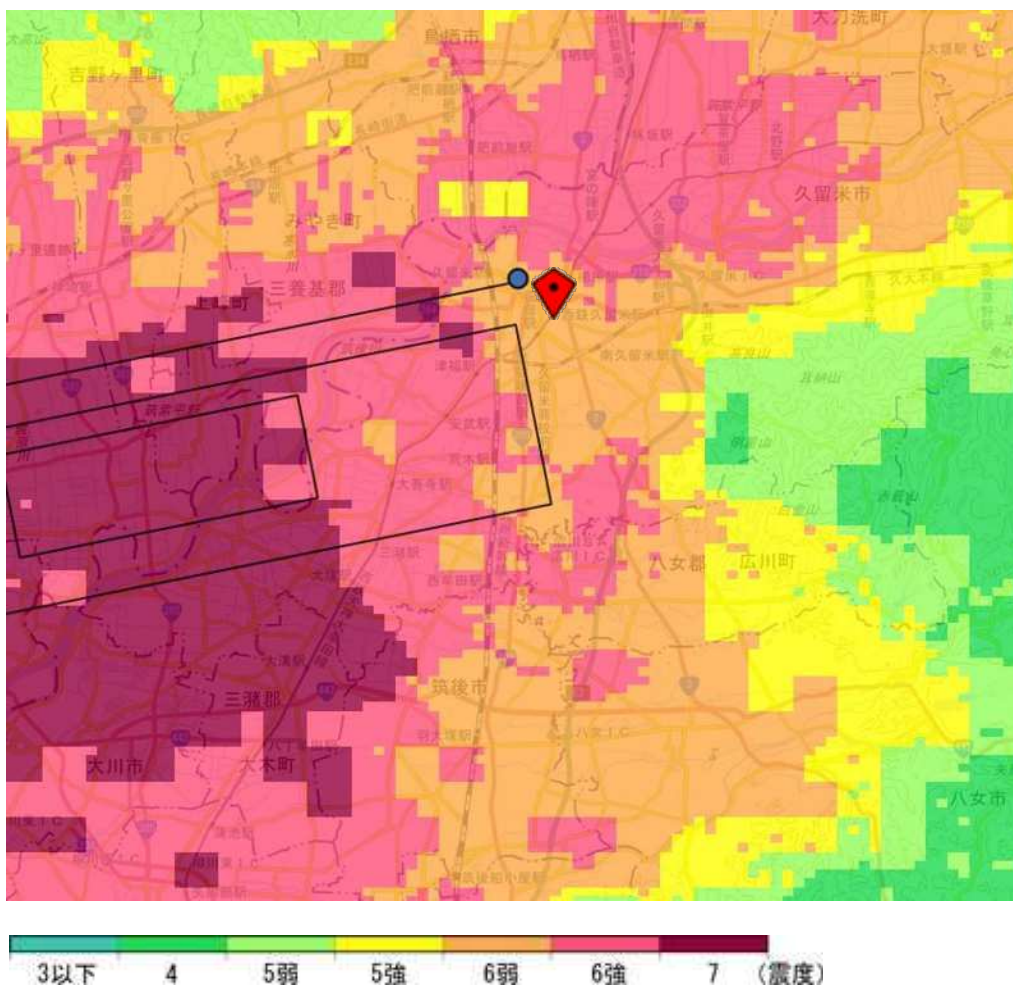
3. リスクの把握

(1) ハザードマップなどの確認

施設が所在する自治体のハザードマップ等を張り付ける（多い場合は別紙とする）。

(記載例)

佐賀平野北縁断層帯を震源地とする地震が発生した場合の震度分布図



出典：防災科学技術研究所「J-SHIS Map」

(補足説明)

- ・地震、津波、風水災など災害リスクの頻度や影響度は施設の立地によるところが大きい。
自治体などが公表するハザードマップなどを確認し、これら災害リスクを把握したうえで施設に応じた対策を検討することが有効である。
- ・上記は震度分布図であるが、この他にも津波や浸水深想定、液状化の想定など様々なハザードマップが提供されており、一通り確認して添付しておくこと有用である。
- ・ハザードマップ類は見直しが行われることがあるので、定期的に確認し変更されていれば差し替えることも必要である。

(2) 被災想定

大きな被害が予想される災害について自治体が公表する被災想定を整理して記載する。

(記載例)

① 震度：●●断層地震 震度 6 弱				
② 浸水・津波：●●川氾濫により浸水想定区域内（2~5m）				
③ 液状化：液状化の可能性が高い地域にあり				
④ 上水道：断水率				
	直後	1 日後	7 日後	1 か月後
市内計	95%	86%	52%	8%
⑤ 電力：停電率（冬夕方発災の場合）				
	直後	1 日後	7 日後	1 か月後
市内計	89%	81%	1%	1%
⑥ 都市ガス：				
．．．．．				

(補足説明)

- ・自治体から公表されているインフラ等の被災想定を整理する。これら被災想定から自施設の設備等を勘案して時系列で影響を想定することも有用である。これにより被災時における自施設の状況が見える化でき、各種対策を検討していく上での土台となる。

【自治体公表の被災想定】

交通被害	道路	・ 主要な道路の被害 63 箇所 ・ その他の道路の被害 927 箇所
	橋梁	・ 橋梁（15m 以上）の被害 不通箇所数 23 箇所、通行支障箇所数 29 箇所 ・ 橋梁（15m 未満）の被害 不通箇所数 40 箇所、通行支障箇所数 45 箇所
	鉄道	（参考）北海道胆振東部地震：発災直後 4 事業者 26 路線が運休。1 週間後に 70%復旧、1 か月後にほぼ全面復旧。
ライフライン被害	断水世帯数	・ 被害箇所数 1,846 箇所（札幌市） ・ 断水世帯数（直後）617,517 世帯／断水人口（直後）1,305,392 人（66.3%） ・ 断水世帯数（1 日後）398,063 世帯／断水人口（1 日後）841,481 人（42.7%） ・ 断水世帯数（2 日後）388,858 世帯／断水人口（2 日後）822,021 人（41.7%） ⇒復旧日数（人員 1/2）9 日／復旧日数（人員 1/4）17 日（石狩振興局）
	下水道支障人数	・ 被害延長（km）360.0km ・ 機能支障世帯数 59,158 世帯／機能支障人口 125,055 人（6.4%） ⇒復旧日数（人員 1/2）4 日／復旧日数（人員 1/4）7 日（石狩振興局） （参考）東日本大震災例：被害管路延長約 960 km。48 施設のうち 3 か月後も 18 施設が停止
	停電	（参考）北海道胆振東部地震：発災後 2 日間で約 295 万戸中、294 万戸への電力供給が再開・約 1 ヶ月後に完全復旧。

（出典）札幌市の公表資料を元に MS&AD インターリスク総研にて作成

【自施設で想定される影響（例）】

大項目	小項目	経過時間									
		被災直後 :6時間	:12時間	:24時間	:2日	:3日	:4日	:5日	:6日	:7日	:10日
建物	躯体	通常通り(倒壊しない)									
	室内	清掃									
電力	EV	EV使用不可									
		▼商用電力の供給停止 ▼自家発電(重油)稼働		▼自家発電(都市ガス)稼働			▼自家発電(重油)停止 ▼商用電力の供給再開				
水		平時の1/3	平時の2/3				通常通り				
	上水(都水)	停止									
	上水(井水)	通常通り									
	中水(都水)	停止									
	中水(井水)	通常通り									
ガス		▼緊急遮断弁が作動、都市ガスの供給が停止 ▼緊急遮断弁が解除、都市ガスの供給が再開									
	都市ガス	停止									
通信	固定電話	利用不能								▼固定電話の設備(通話会社分)	利用可能
	災害発生時	利用不能									利用可能
	携帯電話	利用制限					利用可能				
	衛星携帯電話	衛星携帯電話利用可能									
		▼サーバーの故障									

(出典) MS&AD インターリスク総研にて作成

4. 優先業務の選定

(1) 優先する事業

複数の事業を運営する施設・事業所では、どの事業（入所、通所、訪問介護など）を優先するか（逆にどの事業を縮小・休止するか）を法人本部とも連携して決めておく。

（記載例）

優先順位 (復旧順位)	1	2	3	4
障害者施設	止めてはいけない事業 ・入所サービス	外部への影響のある事業 ・洗濯業務 ・●●病院清掃業務	・通所サービス	・相談支援事業

（提供）社会福祉法人 若竹会 非常災害等対策計画（一部改変）

（補足説明）

- ・限られた状況下ではすべての事業を継続することが困難なため、優先して継続・復旧すべき事業を決めておく。各法人の中核をなす事業。入所施設など24時間365日サービスを休止することができない事業が優先されることが考えられる。
- ・単一事業のみを運営している場合、本項目は割愛する。

(2) 優先する業務

上記優先する事業のうち優先する業務を選定する。

（記載例）

優先業務	必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
与薬介助	6人	6人	6人	0人
排泄介助	5人	5人	5人	3人
食事介助	6人	6人	6人	0人
・・・	人	人	人	人
・・・	人	人	人	人

（補足説明）

- ・被災時に限られた資源を有効に活用するために、優先する事業からさらに踏み込み、優先する業務について選定しておく。優先業務の洗い出しとともに最低限必要な人数についても検討しておくことが有用である。たとえ災害時であっても、生命を維持するための業務は休止できないことに留意する。

5. 現状の課題と対策

事業継続をより一層確実に行うために現状の課題と実施すべき事項を整理する。

(記載例)

検討部署	区分	項目	課題内容	対応の方向性	関係部	目標完了期限
総務部	地震	体制整備・強化	訓練において、班内の役割分担が不十分かつ、役割分担の確立に時間を要するなど、対応にバラつきが生じていた。	マニュアル上に、各班内の詳細な役割分担を定める	●●	2020年3月
給食部	地震	備蓄	非常食を備蓄しているだけで、どれをどのように提供するか決めていない。	非常食の材料でできる献立をあらかじめ5日分作成しておく	●●	2020年3月
設備インフラ	地震 水害	備蓄	自家発電機の容量が足りない	自家発電機の燃料を●まで増やす	●●	2020年3月
人事部	地震 水害	安否確認	安否確認の手段が限られており、確認まで時間を要する	災害時安否確認システムを導入	●●	2020年9月

(補足説明)

- ・事業継続の推進組織において、少なくとも年に1回は現状を振り返り、課題を洗い出し、それに対する対策を検討する。BCPを策定しても課題は残るはずであり、それら課題を計画的に改善していくことが重要である。

6. 訓練

訓練実施の方針、頻度、概要等について記載する。

(記載例)

- ・原則毎年●月及び●月に災害（主に地震もしくは水害）を想定した訓練を実施する。
- ・なお、災害対策推進チーム長の判断で、上記の訓練実施月の変更や追加実施を決めることができる。
- ・訓練内容や参加者は災害対策推進チームにて検討し、事前に参加者に通知する。
- ・●月の訓練については、できる限り地域の方も参加できるよう実施する。
- ・訓練の実施状況は災害対策推進チームにて記録を取り、保管する。

(補足説明)

- ・定期的に訓練を実施する旨を本項で記載することにより、訓練が一過性で終わることなく、継続して実施することを担保する。

7. 評価と改善

評価プロセス（●●委員会で協議し、責任者が承認するなど）や定期的に取り組の評価と改善を行うことを記載する。

（記載例）

- ・毎年●月に、これまで策定した BCP の内容や災害対策の取組を総括し、現状を評価するとともに洗い出された課題については、翌年度の取組に反映させる。

（補足説明）

- ・少なくとも年に 1 回は現状の BCP やこれまでの取組を評価し、課題の洗い出しと翌年度の取組に反映（計画化）するなど、いわゆる P D C A サイクルが継続的に回るように定める。「5. 現状の課題と対策」や「6. 訓練」において洗い出した課題や対策を次年度の取組計画に反映させればよい。

I. 自施設での対応

1. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

(記載例)

場所	対応策	備考
建物（柱）	柱の補強／X型補強材の設置	旧耐震基準設計のもの
建物（壁）	柱の補強／X型補強材の設置	旧耐震基準設計のもの
パソコン	耐震キャビネット（固定）の採用	
キャビネット	ボルトなどによる固定	
本棚	ボルトなどによる固定	
金庫	ボルトなどによる固定	

(補足説明)

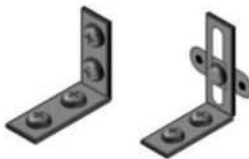
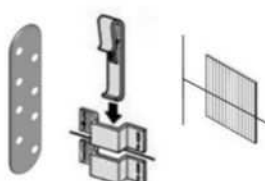
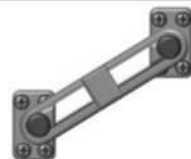
- ・ 建築年を確認し、新耐震基準が制定された 1981(昭和 56)年以前の建物は耐震補強を検討する。施設内での耐震補強のイメージは次頁のとおり。

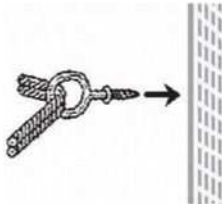
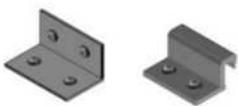
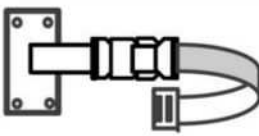
● 対策器具の種類

一般に家具や家電製品を対象とした転倒・落下・移動防止の対策器具と呼ばれているものには、次のものがあります。

[適合するものの区分]

◎：効果が高い ○：効果がある △：条件によっては効果的でない場合がある。

対策器具の名称と機能	一般的形状	適合するもの 家：家庭用家具 オ：オフィス家具 電：家電製品等
L型金具 家具と壁を木ネジ、ボルトによって固定するタイプ		家：◎、○（スライド式） 壁に強度が必要 オ：◎、○（スライド式） 専用のものを用いる。 電：△ 形状等により適合しないものがある。
2段分離家具用連結器具 家具の上下を連結し転倒、落下を防ぐためのもの。 ネジ止めするための平金具や「かんぬき」状の金具、シートタイプなどがある。		家：◎
プレート式器具 家具と壁にそれぞれネジ止めた金具を、金属プレートなどで結んだタイプ		家：◎
ベルト式、チェーン式、ワイヤー式 家具等と壁にそれぞれネジ止めた金具をベルト、金属チェーン、ワイヤーなどで結んだタイプ		家：○ 壁に強度が必要 電：○ 家電製品に応じた専用のものを使用する。
ボール式（つっぱり棒式） ネジ止めすることなく、家具と天井の間に設置する棒状のタイプ		家：○ 天井に強度が必要 オ：△ 家具の強度が不足し適合しないものが多い。
ストッパー式 家具の前下部にくさび状に挟み込み、家具を壁側に傾斜させるタイプ		家：○ 背の高い家具の場合は、単独で使用しても効果は小さい。

ストラップ式 樹脂製ストラップの両端に両面テープを貼付したバックルを連結したものや、ストラップの端をネジ留めすることで、主にテレビやOA機器と台とを連結する器具		電：○ 家電製品の形状、重量に応じ使用する本数を増やす。
マット式（粘着マット式） 粘着性のゲル状のもので、家具の底面と床面を接着させるタイプの器具		家：○ 比較的小さい物 電：○ 家電製品の重量等に応じ使用する大きさを定める。有効期限に注意する。
ヒートン+ロープによる方法 壁にねじ込んだヒートン（端部がリング状になった木ネジ）と家電製品等を細紐などで結んだ方式 主にテレビなどの転倒防止に用いられる。		電：○ 家電製品の重量に応じヒートンやロープの太さ、強度を増す。 壁の強度が必要
床固定金具 オフィス家具を床に固定するための金具		オ：◎ 可能な限り壁固定と併用するのが望ましい。
連結金具とボルトナット オフィス家具と壁や、オフィス家具同士を連結するための金具とボルトナット		オ：◎ 電：○ ボルトは直径6mm以上のボルトを使用する。
移動防止着脱式ベルト 壁とキャスター付きの家具を繋げ、家具の移動防止をするためのベルト		家：○ オ：○ 日常的に移動する家具類に使用する。
キャスター下皿 キャスターの下に置き家具類の移動を防止するもの。		家：○ オ：○ 電：○ 日常的に移動しない家具類に使用する。移動防止に併せて転倒防止を行うことが望ましい。
開放棚落下防止器具 扉の付いていない開放型の棚の中にある収容物の落下を抑制するもの。		家：○ オ：○ バータイプやベルトタイプ・シートタイプ等がある。

（出典）東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」

② 設備の耐震措置

(記載例)

対象	対応策	備考
給水タンク	業者による耐震点検完了	
ボイラー設備	ボルト固定の強化実施済み	
クーリングタワー	定期点検のみ	次回点検時に耐震補強の 要否を業者と協議
受電設備	定期点検のみ	同上
空調設備	定期点検のみ	同上
各種ポンプ		
消火設備		
自家発電機		
EV 昇降機		
排水処理施設		

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

(水害対策のチェック例)

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	毎月 1 日に設備担当による 点検を実施。年 1 回は業 者による総合点検を実施。	
外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか	同上	
開口部の防水扉が正常に開閉できるか	故障したまま	4 月までに業 者に修理依 頼
暴風による危険性の確認	特に対応せず	3 月までに一 斉点検実施
外壁の留め金具に錆や緩みはないか		
屋根材や留め金具にひびや錆はないか		
窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付 しているか		
シャッターの二面化を実施しているか		
周囲に倒れそうな樹木や飛散しそ うな物はないか		
・ ・ ・		

(2) 電気が止まった場合の対策

(記載例)

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
医療機器 喀痰吸引・人工呼吸器など	自家発電機： 400Kw×8時間使用可能。燃料はガソリン。 ＊燃料はガソリン携行缶を持参してガソリンスタンドで購入（身分証明書を持っていくこと） 乾電池：災害用備蓄品として、単3・単4、各100本
情報機器 テレビ・インターネットなど	
冷蔵庫・冷凍庫 夏場は暑さ対策としてアイスノン・氷のうの用意	
照明器具、冷暖房器具	

(補足説明)

【自家発電機が設置されていない場合】

- ・電気なしでも使える代替品(乾電池や手動で稼働するもの)の準備や業務の方策を検討。
- ・自動車のバッテリーや電気自動車の電源を活用することも有用である。

【自家発電機が設置されている場合】

- ・自家発電機を稼働できるよう、予め自家発電機の設置場所・稼働方法を確認しておく。
- ・自家発電機のカバー時間・範囲を確認し、使用する設備を決めた上で優先順位をつける(例。最優先：医療機器・情報収集、優先：照明・空調)

(3) ガスが止まった場合の対策

(記載例)

稼働させるべき設備	代替策
暖房機器	湯たんぽ、毛布、使い捨てカイロ、灯油ストーブ
調理器具	カセットコンロ、ホットプレート（自家発電機で使用）
給湯設備	入浴は中止し、ウェットティッシュで清拭

(補足説明)

- ・都市ガスが停止した場合は復旧まで長期間（1か月以上）要する可能性がある。
- ・カセットコンロは火力が弱く、大量の調理は難しい。それらを考慮して備蓄を整備することが必要である。プロパンガス・五徳コンロなどでの代替も考えられる。

(4) 水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活水の確保を記載する。

① 飲料水

(記載例)

備蓄品の飲料水：

1 階倉庫および2 階倉庫に備蓄しているペットボトルの飲料水を使用
2 L × 2 0 0 本

給水車による配給：

給水車による水の配給が実施された場合、屋外倉庫に備蓄しているポリタンク（5 L）
1 0 本を活用。

(補足説明)

- ・飲料水用のペットボトルなどは、当面の運搬の手間を省くため、利用者の状況によってはあらかじめ居室に配布するなど工夫することも一案である。なお、一般成人が1 日に必要とする飲料水は1.5～3.0 リットル程度である。

② 生活用水

(記載例)

貯水槽：

屋上に設置している貯水槽の水を使用。タンク下の蛇口からポリバケツ等を使用して各階へ運搬する。容量は最大●キロリットル、通常は●キロリットル程度が見込まれる。

施設裏手の小川：

小川からポンプで水を汲んで使用する。

裏庭にある井戸水：

ポリタンクに汲んで使用する（間違っって飲用しないこと）。

(補足説明)

- ・生活水の多くは「トイレ」「食事」「入浴」で利用され、対策は「水を使わない代替手段の準備」が基本。「トイレ」であれば簡易トイレやオムツの使用、「食事」であれば紙皿・紙コップの使用などが代表的な手段である。
- ・「入浴」は優先業務から外すことで、生活水の節約にもつながる。給水車から給水を受けられるよう、ポリタンクなど十分な大きさの器を準備しておくことも重要である。また、浴槽は損傷がなければ生活水のタンクとして活用可能である。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→ 携帯電話／携帯メール／PHS／PCメール／SNS等

(記載例)

当施設で使用可能な通信手段は以下のとおり。
固定電話：事務所 ●●●－●●●－●●●●●●
携帯電話：事務所 ●●●－●●●－●●●●●●
PHS：事務所 ●●●－●●●－●●●●●●
災害時優先電話：事務所 ●●●－●●●－●●●●●●
公衆電話：1階ロビー ●●●－●●●－●●●●●●
衛星電話：事務所 ●●●－●●●－●●●●●●
災害伝言ダイヤル：171

(補足説明)

<東日本大震災での通信被害状況等>

- ・固定・携帯電話とも、地震直後は回線障害や通信制限により広い地域で通信停止。被災後1か月経過時点での復旧割合はともに9割程度。
- ・容量オーバーで通信速度が下がったが、メールの通信制限は一時的であった。
- ・ツイッターなどのSNSなどを活用した連絡が行われたのも特徴であり、SNS各社は災害対応を強化している。
- ・通信制限が解除されたのは5日後であり、輻輳により繋がりにくい期間は、新潟県中越地震（ドコモの通信制限解除は約12時間後）の時よりも長かった。
- ・一方、メールに対する通信制限は一時的に実施されただけであり、連絡手段としての有効性が実証された（もともと、容量オーバーにより送付に時間がかかる状態は生じた）。

<各種通信手段の概要>

・衛星電話：

人工衛星を利用した電話で、衛星に直接アクセスして通話するため、地上の通信設備の故障もしくは輻輳の影響を受けない。一般回線の電話にも架電可能。ただし、使用にあたっては事前に練習するなど習熟しておくことが必要である。また使用可能時間を事前に確認しておくこと。

・MCA無線（MCA＝マルチチャンネルアクセス）

携帯電話とは異なる周波数を活用する広域無線で、使用に資格は不要。限られたユーザーだけが使用するため、輻輳の可能性は低いと言われている。ただし、1回あたりの通話時間が3分と設定されている、通信可能範囲が日本全国をカバーしているわけではない等の特徴があるので、導入にあたっては、使用用途や通信可能範囲等を確認することが必要。

- ・災害時優先電話

災害時に被災地域から発信規制がかけられない電話で、輻輳の可能性が低いもの。利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要で、対象は原則として電気通信事業法で定める指定機関に限られる。

（６）システムが停止した場合の対策

電力供給停止などによりサーバ等がダウンした場合の対策を記載する（手書きによる事務処理方法など）。

浸水リスクが想定される場合はサーバの設置場所を検討する。

データ類の喪失に備えて、バックアップ等の方策を記載する。

（記載項目例）

- システムが停止した場合に手書きなどで作業すべき業務を洗い出す。
- 上記作業方法を検討し記載する。
- データのバックアップ方策について記載する。
- 浸水が想定される場合、システム上の浸水対策について記載する。

（補足説明）

- ・ＰＣ・サーバ・重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管されているか（上階への保管、分散保管など）。BCP そのものも重要書類として保管する必要がある。
- ・ＰＣ・サーバのデータは、定期的にバックアップをとっているか。
- ・いざという時に持ち出す重要書類は決まっているか など。

（７）衛生面（トイレ等）の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を検討、記載する。

① トイレ対策

【利用者】

（記載例）

オムツ着用：

初動時・人手不足時などは緊急避難として排泄介助の要・不要に関わらずオムツ着用。
オムツ交換は定時に集中的に実施。

(補足説明)

- ・深刻な職員不足に陥る中で、発生する排泄介助は大きな負担になる。東日本大震災では、一カ所に集めた利用者に一時的におむつを着用してもらい、定時に交換することで乗り切ったという事例が確認された。

【職員】

(記載例)

断水、配管不備、浄化槽の損傷等により、トイレが使用できなくなった場合、職員は備蓄品の簡易トイレを使用する。設置場所は●●とする。

(補足説明)

- ・職員のトイレ対策としては、簡易トイレ、仮設トイレなどを検討する。
- ・女性職員のために、生理用品などを備蓄しておくことも必要。

<ご参考：簡易トイレ（例）>

便器にかぶせるだけでトイレが使えるタイプもある。使用後は、「薬剤」が水分を吸って汚物を固化。約1ヵ月間、悪臭や菌の発生を抑えてくれる。

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物は、以下の方法で処理を実施する。

(記載例)

保管場所候補1：北側 駐車場にポリ袋に入れて保管
保管場所候補2：西側 花壇横にポリ袋に入れて保管

(補足説明)

- ・排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し、利用者の出入りの無い空間へ、衛生面に留意して隔離・保管しておく。敷地内に埋めるのは、穴掘り業務や後に消毒する必要が生じるため、留意する。

(8) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。定期的にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

（記載例）

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
乾燥米（アルファ米）	200食	20XX 年●月	2階倉庫	
飲料水（2L）	200本	20XX 年●月	2階倉庫	
飲料水（500ml）	50本	20XX 年●月	2階倉庫	
缶詰（サバ）	30缶	20XX 年●月	2階倉庫	
缶詰（やきとり）	30缶	20XX 年●月	2階倉庫	
サバイバルフード（クッキー）	50食	20XX 年●月	2階倉庫	
飲むゼリー（りんご味）	50食	20XX 年●月	2階倉庫	
飲むゼリー（桃味）	50食	20XX 年●月	2階倉庫	

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
紙おむつ（20枚）	10袋	20XX 年●月	3階倉庫	
簡易トイレ（10セット）	10箱	20XX 年●月	3階倉庫	
生理用品（20個）	5袋	20XX 年●月	3階倉庫	
ウェットティッシュ（40枚）	10袋	20XX 年●月	3階倉庫	
ティッシュ（5箱）	10セット	20XX 年●月	3階倉庫	
タオル	100枚	20XX 年●月	3階倉庫	
ガーゼ（10枚）	10袋	20XX 年●月	3階倉庫	
絆創膏（50枚）	10箱	20XX 年●月	3階倉庫	
消毒薬	30本	20XX 年●月	3階倉庫	

包帯	30個	20XX 年●月	3階倉庫	
三角巾	30枚	20XX 年●月	3階倉庫	
不織布マスク（50枚）	10箱	20XX 年●月	3階倉庫	
サージカルマスク（10枚）	3箱	20XX 年●月	3階倉庫	

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
ビニール手袋（100枚）	5箱	3階倉庫	
使い捨てコップ（10個）	20袋	屋外倉庫	
使い捨て容器（10枚）	20袋	屋外倉庫	
ラップ（5m）	10本	屋外倉庫	
アルミホイル（3m）	10本	屋外倉庫	
割り箸（100本）	5袋	屋外倉庫	
ブルーシート（1.8×1.8m）	10枚	屋外倉庫	
ポリ袋（3L）	50枚	屋外倉庫	
ポリタンク（5L）	10個	屋外倉庫	
懐中電灯	10個	屋外倉庫	
ラジオ（手回し充電）	3台	屋外倉庫	
カセットコンロ（本体）	5台	屋外倉庫	
カセットコンロ（ガス）	30本	屋外倉庫	
乾電池・単3（10本）	10パック	屋外倉庫	
乾電池・単4（10本）	10パック	屋外倉庫	

（補足説明）

- ・行政支援開始の目安である被災後3日目まで、自力で業務継続するため備蓄を行う。
- ・消費期限のある備蓄は定期メンテナンスが必要。

＜ご参考：備蓄品リスト例＞

- ・食料品：米（無洗米）、飲料水、缶詰、経管栄養食、高カロリー食、インスタント食品、栄養ドリンク など
- ・看護、衛生用品：消毒剤、脱脂綿、絆創膏、包帯、三角巾、おむつ、マスク、ウェットティッシュ、生理用品、タオル など
- ・日用品：紙容器（食器）、ラップ、カセットコンロ、電池、使い捨てカイロ など

- ・ 災害用備品：ブルーシート、ポリ袋、ポリタンク（給水受け用） など

<ご参考：備蓄増強の動き>

- ・ 東日本大震災では行政自体が被災し、住民等への支援が遅れたケースが見られた。そのため被災地施設を中心に、備蓄などの目安を3日分から7日分程度に増強する動きが見られ、南海トラフ想定地域では2週間分を備蓄する例も見られる。備蓄品購入のコスト・保管場所等を踏まえて検討する。

<ご参考：備蓄数量の考え方>

- ・ 水 ： 1人1日3ℓ、3日で9ℓ
- ・ 食料： 1人1日3食、3日で9食
- ・ 毛布： 1人1枚

1人当たりの数量に日数を掛け合わせると備蓄数量の目安となる

(9) 資金手当て

災害に備えた資金手当てを検討し、記載する（火災保険など）。

緊急時に備えた手元資金等（現金）について記載する。

(記載例)

火災保険の付保内容

保険期間：

保険金額：

付保対象：

保険金が支払われる場合：

保険金が支払われない場合：

手元資金の確保

常時●●●●円の現金を災害時に備えて金庫に保管する。

(補足説明)

- ・地震保険については、事業用物件への保険契約を制限する傾向にあり、地域によっては地震保険を付けられないケースもあるので注意する。
- ・現行の火災保険で水害についてカバーできるか確認すること。もしカバーできなければ立地などを踏まえて見直しを検討する。

2. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

地震の場合と水害の場合に分けてBCPを発動する基準を検討し、記載する。

(記載例)

【地震】

本書に定める緊急時体制は、●●市周辺において、震度●以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、施設長が必要と判断した場合、施設長の指示によりBCPを発動し、対策本部を設置する。

【水害】

記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報が発表されたとき
台風により暴風・波浪・高潮警報が発表されたとき

また、施設長が不在の場合の代替者も決めておく。

施設長	代替者①	代替者②
●● ●●	経営企画部長 ●● ●●	総務部長 ●● ●●

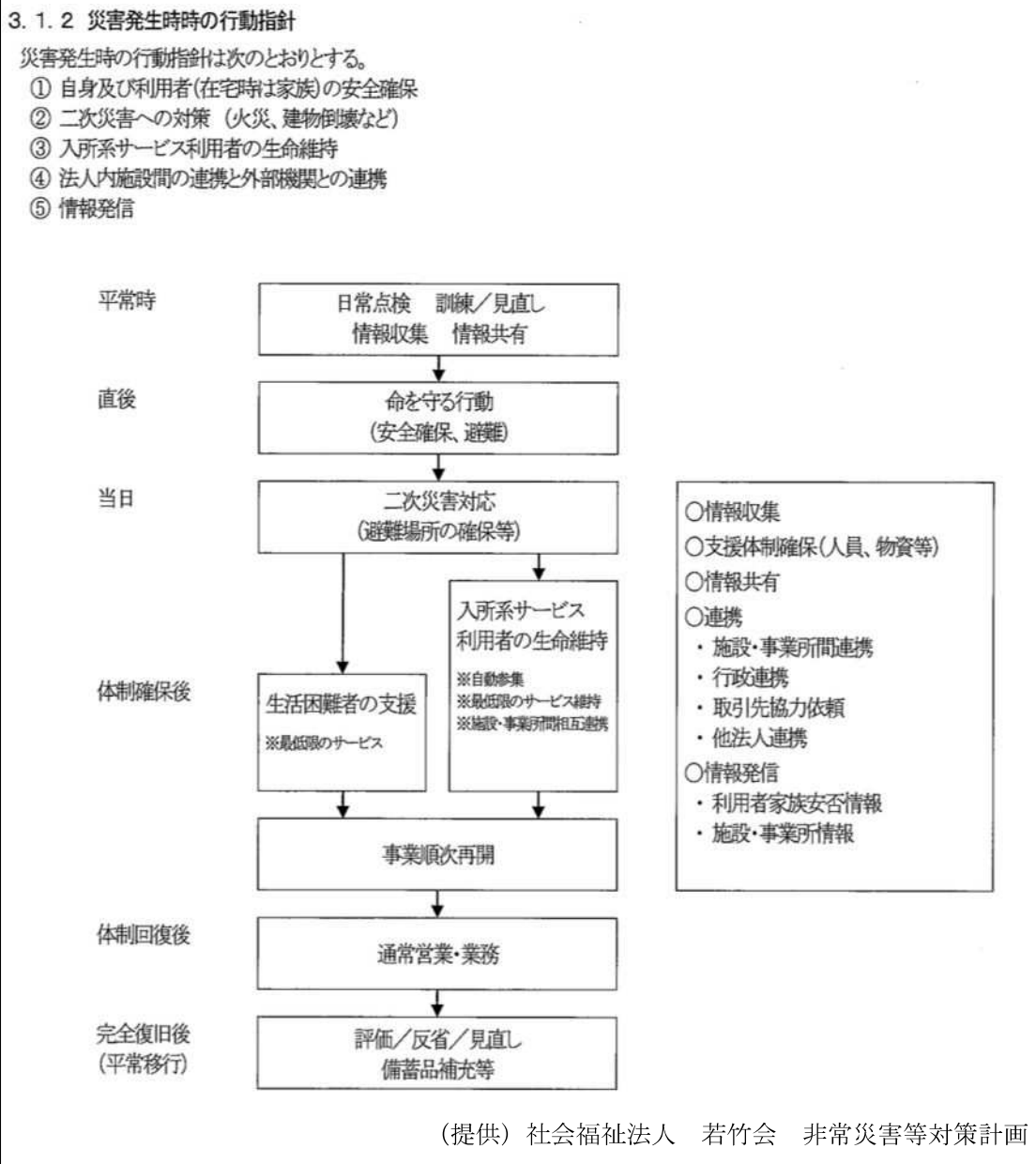
(補足説明)

- ・発災時には、安否確認・応急救護など、通常時には行わない特殊な「災害時業務」が発生する。特殊な災害時業務に平時の体制のまま臨むと混乱するため、あらかじめ役割と組織を決め、訓練等を行ってその有効性を確認しておく。

(2) 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

(記載例)

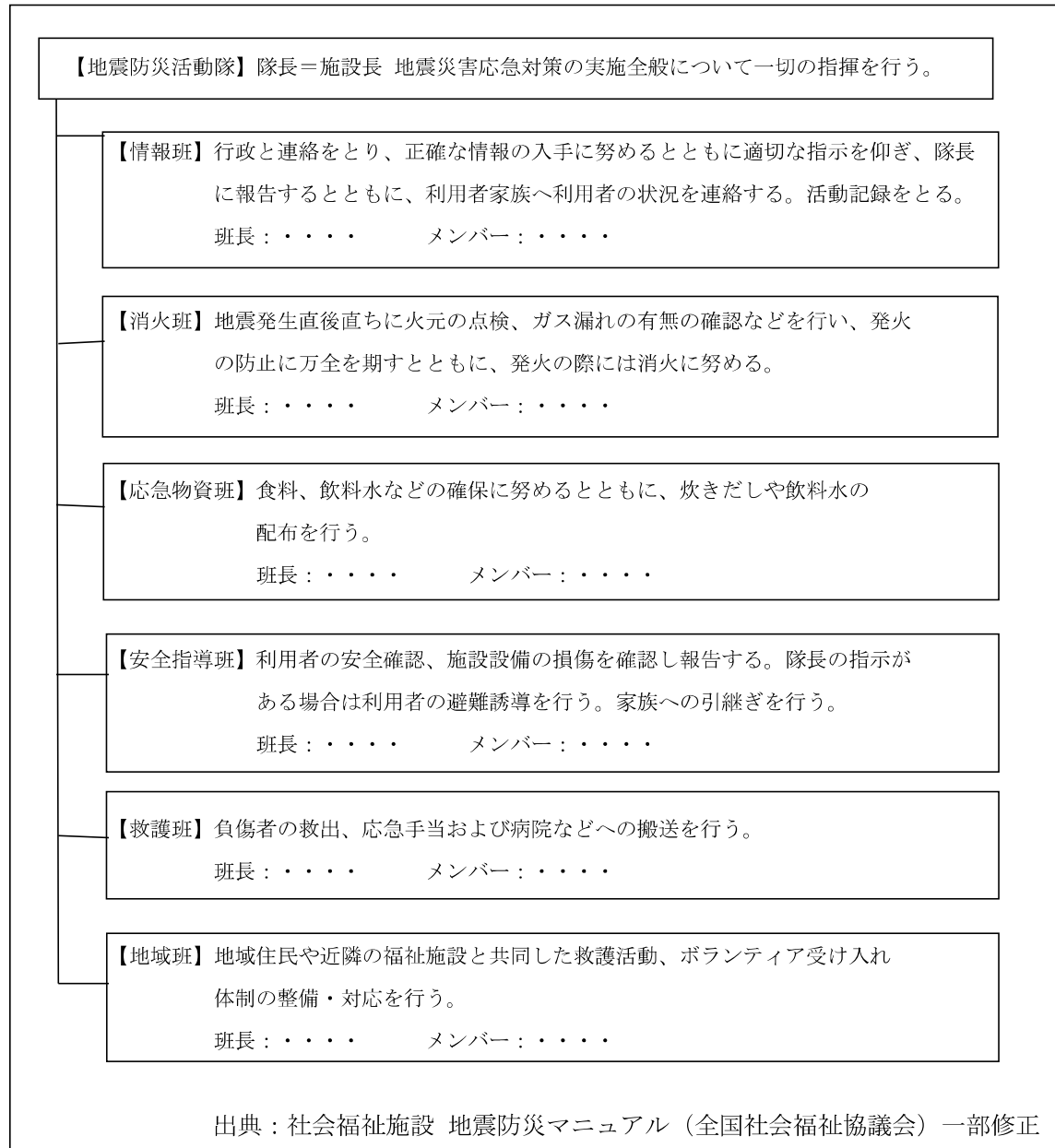


(補足説明)

- ・ 行動基準は安否確認方法、参集基準、各種連絡先等の必要な事項を携帯カードに整理して、職員に携帯させるよう運営すると効果的である。

(3) 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。
(記載例)



(補足説明)

- ・ 対応体制や各班の役割を図示すると分かりやすい。
- ・ 代替者を含めて班長、メンバーを検討し、あわせて記載する。
- ・ 復旧後に活動を振り返るために活動記録をとることも重要であり、役割に入れることを推奨する（記載例では「情報班」がその役割を担う）。

(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。津波で浸水する恐れがある等、被災想定によっては、施設・事業所以外の場所での設置も検討すること。

（記載例）

第 1 候補場所	第 2 候補場所	第 3 候補場所
3 階第 1 会議室	2 階研修室	1 F 食堂

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

震災発生時の利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく（別紙で確認シートを作成）。なお、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに医療機関へ搬送できるよう方法を検討する。

（記載例）

＜安否確認担当＞
各エリアリーダーが担当エリアの利用者の安否を確認し、施設長へ報告する。
1 F 西エリア：各エリアリーダー（不在時は副リーダーもしくはリーダー代行）
1 F 東エリア： 同上
2 F 西エリア： 同上
2 F 東エリア： 同上
食堂：統括リーダー
入浴中：入浴介護者が付近のリーダーに伝える
送迎中：運転手（携帯メールなど）
その他：付き添いの職員

＜医療機関への搬送＞
搬送する医療機関は以下のとおりとする
① ●●●●●（総合病院） ②●●●●●（総合病院） ③●●●●●（診療所）
なお、搬送は原則救護班が送迎用の車両を使って行う。

（補足説明）

- ・利用者の安否確認が速やかに行われるよう担当を決めておく。
- ・速やか安否確認結果を記録できるよう安否確認シートを準備しておくとい。

＜利用者の安否確認シート例＞

利用者氏名	安否確認	容態・状況
	無事・死亡・負傷・不明	
	無事・死亡・負傷・不明	
	無事・死亡・負傷・不明	

② 職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく（別紙でシートを作成）。
（記載例）

【施設内】

職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて各エリアでエリアリーダーが点呼を行い、施設長に報告する。

【自宅等】

自宅等で被災した場合（自地域で震度5強以上）は、①電話、②携帯メール、③災害用伝言ダイヤルで、施設に自身の安否情報を報告する。

報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否。

（補足説明）

- ・フロア、ユニット毎などで安否確認を行い、報告ルール・ルートを明確にしておく。
- ・ 非番職員には、緊急連絡網の災害時連絡先に自主的に安否報告をさせる。
- ・ その他「NTT災害用伝言ダイヤル」や「Web171」の活用も検討するとよい。
なお、蓄積件数や保存期間は無制限ではない。利用方法など事前確認しておくとうい。
- ・ 速やかに安否確認結果を記録できるよう安否確認シートを準備しておくとうい。

<ご参考：Web171>

災害等の発生時、被災地域の住居者がインターネットを経由して災害用伝言板（web171）にアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）が登録できるもの。登録された伝言情報は電話番号をキーとして全国から確認し、追加の伝言を登録することも可能である。

<ご参考：三角連絡法>

被災地への電話は繋がりにくくなるが、被災地からの電話は比較的繋がることが多い（例えば遠方の交流のある施設などを中継点とし、職員・施設が互いに連絡を入れるなど）。

（職員の安否確認シート例）

職員氏名	安否確認	自宅の状況	家族の安否	出勤可否
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()

(6) 職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

(記載例)

3.3.6 自動参集基準

営業時間外時に災害が発生した場合の参集基準は下表のとおりとし、「最寄り災害対策本部／災害対策センター」に向かうこと。なお、事業所までの移動は、必ず無理せず、安全確保を優先とする。

◎:自動参集 △:必要に応じて参集(自宅待機) □:可能な限り近隣のGH/CHの確認後連絡または参集する。

		常務理事、事務局長、 施設長、園長、所長、 課長	障害者福祉 サービス管理責任者 その他参集対象者	高齢者福祉 係長、生活相談員等	その他の職員
警報レベル	警報レベル3 (事前の協議を優先)	△	△	△	△
	警報レベル4 (事前の協議を優先)	◎	◎	◎	△
	警報レベル5 (事前の協議を優先)	◎	◎	◎	◎
避難情報	避難準備情報	△	△	△	△
	避難勧告	◎	◎	◎	△
	避難指示	◎	◎	◎	△
津波	津波注意報	△	△	△	△
	津波警報	◎	△	△	△
	大津波警報	◎	◎	◎	◎
地震	震度3以下	—	—	—	—
	震度4	△	△	△	△
	震度5弱	◎	□	△	△
	震度5強	◎	□	◎	△
	震度6弱以上	◎	□	◎	◎

(提供) 社会福祉法人 若竹会 非常災害等対策計画 (一部抜粋)

(補足説明)

- ・災害時は通信網の麻痺などにより、施設から職員への連絡が困難になるため、災害時に通勤可能か、また災害時の通勤所要時間等も考慮しつつ、職員が自動参集するよう予めルールを決め、周知しておく。
- ・一方、「参集しなくてよい状況」を明確に定め、職員を危険にさらしたり、参集すべきか板挟みで苦しめたりすることのないように配慮することも重要。
- ・24 時間ケアを行う必要がある入所施設は、災害が「日中に発生した場合」と「夜間に発生した場合」に分けて自動参集基準を定めるとよい。

(7) 家族への連絡・引き渡し【通所の場合】

【地震】

利用者の安否確認後、利用者家族へ安否状況の連絡を行う。あらかじめ複数の連絡方法を検討しておき、被害状況を勘案した上で、最適な連絡方法を選択し実施する。

(記載例)

- ・利用者家族の連絡先一覧を別紙で作成（電話番号、携帯番号、携帯アドレス）。
- ・安否確認の点呼が完了し、施設で安全が確保できた段階で、家族へ連絡する。
- ・家族が来られない場合は利用者をお預かりすることとし、宿泊の準備を行う。

※利用者家族の連絡先については別途整理しておく

(8) サービス停止基準の検討【通所の場合】

【水害】

台風などの接近により甚大な被害が予想される場合は、あらかじめサービスを停止することを余儀なくされる。どのような場合にサービスを停止するか行政とも相談しながらサービス停止基準を定めて、利用者家族へ説明しておく。

(記載例)

＜水害によるサービス停止の基準＞

時系列	判断開始の契機	対応等
2～3日前	・台風上陸の可能性 ・計画運休の可能性	園児の安全確保が困難なことから、休園の可能性があることを保護者に伝える
1日前	・レベル3の発令 ・計画運休の決定	休園の可否を判断する
保育開始前 (当日6時まで)	・レベル3以上の発令	休園判断のリミット
保育時間内	・レベル3以上の発令	安全確保が困難

(補足説明)

- ・以下の点を考慮してサービス停止基準や方針を検討することが望ましい。
 - 保育園等は台風上陸時に園児を預かっている場合は、避難行動等によって職員・園児の生命を危険にさらす可能性がある。特に施設がハザードマップ上の「浸水予想区域」及び「土砂災害警戒区域（特別警戒区域）」に所在している場合には、より危険性は高まる。
 - 休園を発災前日までに判断できれば、保護者も勤務等調整ができる。一方、当日に休園を伝えると調整ができずに、結果として預からざるを得なくなる。

- 早期お迎えを依頼しても、「ダイヤの乱れ」や「道路状況の変化」等で平常時以上にお迎えに時間がかかる（あるいは、来られない）。
- 一方、社会福祉施設等も地域インフラの一翼を担っていることから、頻繁に突発的なサービス停止を doing は地域への影響も大きい。そのため、サービス停止の判断は慎重に行うことが望まれる。

（９）施設内外での避難場所・避難方法

震災発生時、施設内外の避難場所となる候補場所を決めておく。

（記載例）

【施設内】

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	3 階 多目的ホール	2 階 談話室、廊下
避難方法	自力で避難できない利用者は布製担架もしくはおんぶ紐を使用する。	同左

【施設外】

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	●●自治会館（広域避難場所）	高齢者施設 ○○苑
避難方法	送迎用車両にて避難。 早急な避難が必要な場合は、職員の通勤車両も活用。	当施設の送迎用車両または受入施設の送迎車両による避難。

（補足説明）

- ・特に水害による浸水のおそれがある場合は、施設外だけではなく、施設内の上層階などへの垂直避難について検討しておく。避難経路や方法もあらかじめ検討しておく。
- ・加えて、勤務者の少ない祝祭日や夜間、あるいは荒天などの不利な状況を想定して検討しておくことが望ましい。
- ・いつ、どのような状態になれば避難を開始するか、基準を検討しておくことが望ましい。

(10) 重要業務の継続

優先業務の継続方法を記載する（被災想定（電気の有無など）とあわせて時系列で記載すると整理しやすい）。

（記載例）

経過目安	（夜間職員のみ）	（発災後 6 時間）	発災後 1 日	発災後 3 日	（発災後 7 日）
出勤率	出勤率 3%	出勤率 30%	出勤率 50%	出勤率 70%	出勤率 90%
在庫量	在庫 100%	在庫 90%	在庫 70%	在庫 20%	在庫正常
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
業務基準	職員・入所者の安全確認のみ	安全と生命を守るための必要最低限	食事、排泄中心 その他は休止 若しくは減	一部休止、減とするが、ほぼ通常に近づける	ほぼ通常どおり
給食	休止	必要最低限のメニューの準備	飲用水、栄養補助食品、簡易食品、炊き出し	炊き出し 光熱水復旧の範囲で調理再開	炊き出し 光熱水復旧の範囲で調理再開
食事介助	休止	応援体制が整うまでなし 必要な利用者に介助	必要な利用者に介助	必要な利用者に介助	必要な利用者に介助
口腔ケア	休止	応援体制が整うまでなし	必要な利用者はうがい	適宜介助	ほぼ通常どおり
水分補給	応援体制が整うまでなし	飲用水準備 必要な利用者に介助	飲用水準備 必要な利用者に介助	飲用水準備 必要な利用者に介助	飲用水準備 ほぼ通常どおり
入浴介助	失禁等ある利用者は清拭	適宜清拭	適宜清拭	適宜清拭	光熱水が復旧 しだい入浴

（提供）社会福祉法人 若竹会 非常災害等対策計画（一部抜粋）

(1 1) 職員の管理

①休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。通所事業所等を休止した場合はこれらも選択肢となる。

(記載例)

休憩場所	宿泊場所
1 階 会議室	別棟 集会所 (10 人分)
食堂 東端のスペース	2 階 談話室 (4 人分)
	1 階 応接室 (3 人分)
	1 階 事務室の空きスペース (2 人分)

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

(記載例)

	リーダー／サブ	メンバー (近隣在住者)	その他メンバー
A 班	●●／●●	●●、●●、●●	出勤状況により割り振る
B 班	●●／●●	●●、●●、●●	
C 班	●●／●●	●●、●●、●●	

(12) 復旧対応

復旧作業が円滑に進むように施設の破損箇所確認シートや各種業者連絡先一覧を整備し、別紙として添付しておく。

(記載例) <建物・設備の被害点検シート>

対象		状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	・・・		
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	・・・		

(補足説明)

- ・被害のあった箇所は写真を撮り、記録しておく。
- ・建物・設備の保守管理業者、給食関係の業者など業務委託先や取引先の連絡先リストを別紙として添付しておくことと便利である。
- ・医療機関やガソリンスタンド等は平常時から災害時における対応方法を取り決めておくことが望ましい。

II. 他施設等との連携

1. 連携体制の構築

(1) 連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

<主な項目>

- ・先方施設名、種別、所在地など
- ・これまでの協議の経緯
- ・決定している事項
- ・今後検討すべき事項
- ・今後のスケジュール など

(2) 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

<主な項目>

- ・連携の目的
- ・利用者の相互受入要領
- ・人的支援（職員の施設間派遣など）
- ・物的支援（不足物資の援助・搬送など）
- ・費用負担など

(補足説明)

- ・協定は1対1ではなく、複数の施設間で締結する例も多い。
- ・連携協定書を締結するだけでなく、有事の際に円滑に連携できるよう定期的に会合を行う、合同で訓練を行う、必要な情報を共有する、人事交流を深めるなど、普段から関係構築を図ることが望ましい。

(3) 地域のネットワーク等の構築・参画

施設の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合は、それらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容

(ネットワーク例)

摂津市社会福祉施設地域貢献委員会（施設連絡会）設立趣意書

社会福祉法の制定以降、社会福祉の分野にはこれまで関連のなかった株式会社や業種の枠を越えた法人が参入し、福祉サービスを提供する主体が、多様化するという状況を生み出しました。これまで主たるサービス供給主体として活躍している社会福祉施設へもこれらの影響は大きなものがあります。

このような状況にあって、多くの住民の方々からは、より身近な生活圏域である「地域」において、安心して安全に暮らしたいという願いがあります。これらの実現には、地域住民の参加を基本とした連携や協働が重要であり、地域の社会福祉施設をはじめ関連する組織・団体が一致協力することが求められています。

今日の地域福祉は、地域のニーズを地域で受け止め、地域で解決していこうとする大きな動きがあり、それをサポートするように、行政によって地域福祉計画が策定され、社会福祉協議会においても地域福祉に関して計画づくりが行われています。

摂津市内において社会福祉施設を経営する法人と社会福祉協議会が連携し、それぞれの機能を生かした活動を展開することが、新たな共生社会を育み、地域コミュニティの創造、パートナーシップづくりにつながり、これらのことが地域に対する社会的貢献に結びつくものと考えております。

つきましては、摂津市社会福祉施設地域貢献委員会（施設連絡会）の設立についてご賛同いただき、ご入会をいただきますようお願いいたします。

(提供) 摂津市社会福祉協議会

2. 連携対応

(1) 事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。

(主な記載項目)

- ・被災時の連絡先、連絡方法
- ・備蓄の拡充
- ・職員派遣の方法
- ・利用者受入方法、受入スペースの確保
- ・相互交流 など

(補足説明)

- ・相手を支援する観点だけではなく、支援を受ける立場となって、どうすれば円滑に相手から支援を受けられるか、検討、準備を行うことも重要である。

(2) 利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などに、あらかじめまとめておく。

(記載例)

氏名	(一)		生年月日	一	年	月	日	歳	血液型	一		
		後期高齢医療保険	被保険者番号									
			保険者番号									
		介護保険	要介護度	一	一							
			認定有効期間	H	年	月	日	～	H	年	月	日
			被保険者番号									
	障害高齢者の日常生活自立度		一	認知症高齢者の日常生活自立度		一						
	利用者家族の連絡先											
	①	氏名				続柄						
		Tel	一	一	一	一	一	一	一			
		携帯	一	一	一	一	一	一	一			
施設名		ケアハウス 白山荘			Tel	088	一	880	一	7388		
	住 所 千783-0084 高知県 南国市 稲生 1303-1											
医療情報	病 歴											
	服薬状況											
	一											
	一											
ケアに関する留意事項	かかりつけ医名・連絡先											
	医療に関するその他の特記事項											
	認知症・コミュニケーションの方法											
	食事・口腔											
	排 泄											
	歩行・移乗											
	入浴・更衣											
	寝返り・起き上がり											
ケアに関するその他の特記事項												

(提供) 社会福祉法人 和香会

(3) 共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

(共同訓練例)

地区防災会との共催訓練 (年2回)



まずはやってみよう！



顔の見える関係！

(提供) 社会福祉法人 和香会

(補足説明)

- ・ 地域の方と共同で防災訓練に取り組むことにより、施設の実情を地域の方にご理解をいただくことにつながるため、一過性で終わることなく継続的に取り組むことが望ましい。
- ・ 津波で浸水することが想定される施設では、地域の方に津波避難所として施設を開放するかわりに、地域の方に利用者を上階へ搬送するよう支援してもらう計画を策定し、日常から地域の方とともに訓練している事例がある。

III. 地域貢献

1. 被災時の職員の派遣

(1) 災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録

「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」では、都道府県は、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成することが求められており、それらが円滑に実施されるよう都道府県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体などの官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」を構築するよう示されている。社会福祉施設等は災害派遣福祉チームにチーム員として職員を登録するとともに、事務局への協力、災害時において災害派遣福祉チームのチーム員の派遣を通じた支援活動等を積極的に行うことが期待されている。地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

<登録した場合>

- ・登録内容
- ・支援する内容
- ・今後のスケジュール など

<検討中の場合>

- ・検討内容、検討スケジュール
- ・課題となっている事項 など

<登録しない場合>

- ・登録しないと判断した理由など

(補足説明)

・平成30年5月31日付で厚生労働省社会・援護局長より各都道府県知事あてに「災害時の福祉支援体制の整備について」が発出されており、その中で「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が示されている。

・同ガイドラインでは、都道府県において「ネットワーク事務局」が設置され、当該活動を推進していくとしており、災害派遣福祉チームのチーム員として職員を可能な限り登録することが望ましい。

2. 福祉避難所の運営

(1) 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

社会福祉施設の公共性を顧みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが、仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう、上記のとおり諸条件を整理しておく。

＜福祉避難所の指定を受けた場合＞

- ・協定書の写しを添付
- ・概要を簡潔に記載

＜福祉避難所の指定を受けていないが受け入れ可能な場合＞

- ・受入可能な条件を洗い出す

＜受入を行わない場合＞

- ・判断理由を整理しておく

(2) 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう、社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

(主な準備事項例)

- ・受入に必要な備蓄類を洗い出し整備する
- ・資機材についてはレンタルを活用することも検討する。
- ・支援人材確保に向けた連携や受入方針を検討する
- ・事務手続き等について市町村の窓口を確認しておく。

＜参照＞福祉避難所の確保・運営ガイドライン 内閣府（防災担当）

以 上

事 務 連 絡
令和5年11月20日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部局 御中
特 別 区

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の
入院時における支援者の付添いの受入れについて

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援等について、院内感染対策に十分留意しつつ、積極的に検討することを医療機関に促していただくよう、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」（令和4年11月9日付け厚生労働省医政局地域医療計画課、新型コロナウイルス感染症対策推進本部、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課連名事務連絡）等においてお願いしてきたところです。

今般、特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院に際して支援者の付添いの受入れを実際に行った医療機関にヒアリングを行い、医療機関や医療従事者への周知等に活用するための資料（別添1）を取りまとめました。

コミュニケーションに特別な支援が必要な障害児者の入院にあたっては、その支援者が医療従事者と意思疎通する上で極めて重要な役割を担っています。このため、院内感染対策に配慮しつつ、支援者の付添いの受入れが進むよう、衛生主管部局におかれては公立医療機関をはじめとする管内の医療機関、障害保健福祉主管部局におかれては管内の市町村及び障害福祉サービス事業所等に対し、別添の資料を含め本事務連絡の内容について周知いただけますようお願いいたします。

記

1 コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院時における支援について

- 保険医療機関における看護は当該保険医療機関の看護要員によって行われることとされているが、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院に

おける支援について」(平成 28 年 6 月 28 日付け保医発 0628 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知)により、看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは可能となっている。

- 上記のコミュニケーション支援において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく、障害福祉サービスの一つである「重度訪問介護」を利用している最重度の障害者は、医療機関に入院中も引き続き重度訪問介護を利用して、本人の状態を熟知した重度訪問介護従業者(ヘルパー)が付き添うことにより、病院等の職員と意思疎通を図る上で必要なコミュニケーション支援を受けることが可能となっている。

(参考資料)

- ・ 特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について
(平成 28 年 6 月 28 日付け保医発 0628 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知)
【別添 2】

2 具体的な対応について

(1) 都道府県や市町村における対応

都道府県や市町村においては、別添 1 の資料により、必要に応じ、特別なコミュニケーション支援を必要とする重度障害者が入院中に重度訪問介護を利用できるように、医療機関や重度訪問介護事業所等との調整にご協力いただきたい。

(2) 医療機関における対応

医療機関においては、別添 1 の資料を医療機関内の医師や看護師、社会福祉士等に対し周知いただくとともに、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害児者が入院する際の支援者の付添いについて、院内感染対策に留意しつつ受入れをご検討いただきたい。

(3) 重度訪問介護事業所における対応

重度訪問介護事業所は、医療機関に入院する利用者に対して重度訪問介護を提供するに当たり、医療機関や相談支援事業所等との連携の下でコミュニケーション支援を行うことが必要であることから、医療機関における院内感染対策も含め、関係機関・関係者と十分な調整・連携を図りながら支援を行っていただきたい。

重度障害者が入院する場合 医療従事者等とのコミュニケーションを支援する 「重度訪問介護ヘルパー」の付き添いが可能です

重度の障害で意思疎通に支援が必要な方が入院する場合、重度訪問介護ヘルパーの付き添いが可能です。

入院中の最重度の障害者のコミュニケーションを支援することで、患者（障害者）本人が必要とする支援内容を、医師や看護師等の医療従事者などに的確に伝えることができ、安心して入院中の治療を受け、療養生活を送ることができます。

重度障害者が入院する際に、支援者（ヘルパー）の付き添いの求めがあった場合は、本紙も参考に、支援者（ヘルパー）の受け入れについてご検討ください。

入院中の重度訪問介護の利用について

- コミュニケーションに特別な技術が必要な障害をもつ患者が医療機関に入院する場合、入院前から支援を行っている等、その患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、患者の負担で入院中に付き添うことが可能となっています。

「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」
(平成28年6月28日付け保医発0628第2号厚生労働省保険局医療課長通知)

- 障害福祉サービスの一つ「重度訪問介護」を利用している最重度の障害者は、医療機関に入院している間も、引き続き重度訪問介護を利用して、本人の状態を熟知した支援者（ヘルパー）から、医療機関の職員と意思疎通を図る上で必要な支援を受けることができます。

※重度訪問介護は、障害者本人の居宅や外出時に、支援者（ヘルパー）が生活全般にわたる援助を行う障害福祉サービスです。

※「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」
(令和5年11月20日付け厚生労働省医政局地域医療計画課ほか連名事務連絡)

特別なコミュニケーション支援に期待できる例

- 障害者ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位交換）を、医療従事者などに的確に伝えることができ、適切な対応につながります。
- 強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝えることができ、病室等の環境調整や対応の改善につながります。

実際に受け入れを行った医療機関の事例

実際に支援者の付き添いを受け入れた医療機関にヒアリングを行ったところ、以下のような工夫や対応が行われていました

事前の準備

- ・院内の**医療連携室**(社会福祉士等)により、事前に医師や看護師に対し、入院中の重度訪問介護の利用などの**制度が周知**されており、受け入れが**スムーズに進んだ**
- ・入院前に、医療機関の職員と重度訪問介護事業所の職員において、入院する障害者の障害特性(障害の状態、介助方法(体位変換、食事、排泄等)など情報の共有や**受け入れの流れを確認**した
- ・院内や地域に向けて、患者家族と協同で入院中の重度訪問介護について講演会を開催し、**皆の理解**を深めた

入院時の対応

- ・支援者にも院内では**マスク**や**手指消毒**を徹底してもらうほか、発熱などの症状が無いか申告してもらった
- ・以前は全ての例でPCR検査等を行っていたが、今は体調チェックシートへの記入のみお願いしている

支援者の付き添い事例・効果

- ・重度の障害のため、体が動かず、言葉も発せられない状態で、自分ではナースコールを押すこともできなかった。患者本人を熟知する支援者(ヘルパー)が入院時に付き添ったことで、体が痛い、体勢を変えて欲しいなど、医療従事者に患者の意思のくみ取り方が共有できた
- ・重度の障害のため言葉がうまく話せず、ジェスチャーや表情で、患者本人の意思をくみ取る必要があった。また、慣れない場所では不安でパニックになり、点滴や酸素投与のマスクを取ってしまうこともあった。患者本人の支援に慣れている支援者(ヘルパー)が入院時に付き添ったことで、パニックを起こすことなく落ち着いて治療が受けられた
- ・重度の障害者で発声ができず、不安が高まると筋緊張が強くなってしまいう患者だったが、慣れた支援者(ヘルパー)の付き添いによる意思疎通の支援により、本人の不安の軽減にも繋がり、入院中はそのようなこともほとんど起こらなかった

上記は対応の一例であり、実際に支援者の付添いを受け入れる際の流れについては、各医療機関の状況に応じてご確認ください。

お問い合わせ先

障害福祉サービスの利用については、各市区町村の障害福祉担当部局にお問い合わせください。

別添 2

保医発 0628 第 2 号

平成 28 年 6 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について

保険医療機関における看護は、当該保険医療機関の看護要員によって行われるものであり、患者の負担による付添看護が行われてはならないものであるが（「基本診療料等の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 28 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知）、看護にあたり特別なコミュニケーション技術が必要な重度の ALS 患者の入院においては、当該重度の ALS 患者の負担により、コミュニケーションに熟知している支援者が付き添うことは差し支えないとしてきたところである。

今般、聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、看護にあたり特別なコミュニケーション技術が必要な障害者の入院におけるコミュニケーションの支援について、下記のとおりとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知の施行に伴い、「重度の ALS 患者の入院におけるコミュニケーションに係る支援について」（平成 23 年 7 月 1 日付け保医発 0701 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知）は廃止する。

記

1. 看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者（以下「支援者」という。）が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは差し支えない。
2. 1 による支援は、保険医療機関の職員が、当該入院中の患者とのコミュニ

ケーションの技術を習得するまでの間において行われるものであること。

3. 1により支援が行われる場合においては、支援者は当該患者のコミュニケーション支援のみを行うものであること。また、コミュニケーション支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を看護職員に伝えるため、支援者が看護職員と一緒に直接支援を行うことも想定されるが、支援者の直接支援が常態化することなどにより、当該保険医療機関の看護要員による看護を代替し、又は看護要員の看護力を補充するようなことがあってはならないこと。
4. 保険医療機関と支援者は、1による支援が行われる場合に、当該入院に係る治療や療養生活の方針に沿った支援が実施できるよう、当該入院に係る治療や療養生活の方針等の情報を共有するなどして互いに十分に連携すること。
5. 保険医療機関は、1により支援が行われる場合であっても、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第11条の2に基づき適切に、当該保険医療機関の看護要員により看護を行うものであり、支援者の付添いを入院の要件としたり、支援者に当該保険医療機関の看護の代替となるような行為を求めてはならないこと。
6. 保険医療機関は、1により支援を行う場合には、別添の確認書により、患者又はその家族及び支援者に対し、当該支援者が行う支援について確認を行い、当該確認書を保存しておくこと。

以上

別添

障害者の入院に係る支援に関する確認書（患者用）

平成 年 月 日

入院患者名：

推定される入院期間： 日（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

コミュニケーションに係る支援を行う支援者：

氏名 (事業所名)

氏名 (事業所名)

氏名 (事業所名)

※ 入院前から当該患者を支援していたことが明らかとなる書類又は当該患者のコミュニケーション支援を行うことが可能なことが明らかになる書類を添付すること。

上記の支援者の支援は、保険医療機関から強要されたものではありません。

(患者氏名)

印

(家族等氏名)

印

※患者の署名がある場合には家族等の署名は不要

※ コミュニケーション支援以外は、医療機関の看護要員が行うこととされており、上記の支援者がこれを行うことはできません。

障害者の入院に係る支援に関する確認書（支援者用）

平成 年 月 日

入院患者名：

推定される入院期間： 日（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

コミュニケーション支援を行う支援者：

氏名 (事業所名)

氏名 (事業所名)

氏名 (事業所名)

※ 入院前から当該患者を支援していたことが明らかとなる書類又は当該患者のコミュニケーション支援を行うことが可能なことが明らかになる書類を添付すること。

上記の支援に当たっては、コミュニケーション支援以外の支援を行いません。

（支援者代表者氏名）

印

（事業者名）

重度障害者が入院する場合 医療従事者等とのコミュニケーションを支援する 「重度訪問介護ヘルパー」の付き添いが可能です

重度の障害で意思疎通に支援が必要な方が入院する場合、重度訪問介護ヘルパーの付き添いが可能です。

入院中の最重度の障害者のコミュニケーションを支援することで、患者（障害者）本人が必要とする支援内容を、医師や看護師等の医療従事者などに的確に伝えることができ、安心して入院中の治療を受け、療養生活を送ることができます。

重度障害者が入院する際に、支援者（ヘルパー）の付き添いの求めがあった場合は、本紙も参考に、支援者（ヘルパー）の受け入れについてご検討ください。

入院中の重度訪問介護の利用について

- コミュニケーションに特別な技術が必要な障害をもつ患者が医療機関に入院する場合、入院前から支援を行っている等、その患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、患者の負担で入院中に付き添うことが可能となっています。

「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」
（平成28年6月28日付け保医発0628第2号厚生労働省保険局医療課長通知）

- 障害福祉サービスの一つ「重度訪問介護」を利用している最重度の障害者は、医療機関に入院している間も、引き続き重度訪問介護を利用して、本人の状態を熟知した支援者（ヘルパー）から、医療機関の職員と意思疎通を図る上で必要な支援を受けることができます。

※重度訪問介護は、障害者本人の居宅や外出時に、支援者（ヘルパー）が生活全般にわたる援助を行う障害福祉サービスです。

※「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」
（令和5年11月20日付け厚生労働省医政局地域医療計画課ほか連名事務連絡）

特別なコミュニケーション支援に期待できる例

- 障害者ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位交換）を、医療従事者などに的確に伝えることができ、適切な対応につながります。
- 強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝えることができ、病室等の環境調整や対応の改善につながります。

実際に受け入れを行った医療機関の事例

実際に支援者の付き添いを受け入れた医療機関にヒアリングを行ったところ、以下のような工夫や対応が行われていました

事前の準備

- ・院内の**医療連携室**(社会福祉士等)により、事前に医師や看護師に対し、入院中の重度訪問介護の利用などの**制度が周知**されており、受け入れが**スムーズに進んだ**
- ・入院前に、医療機関の職員と重度訪問介護事業所の職員において、入院する障害者の障害特性（障害の状態、介助方法（体位変換、食事、排泄等）など情報の共有や**受け入れの流れを確認**した
- ・院内や地域に向けて、患者家族と協同で入院中の重度訪問介護について講演会を開催し、**皆の理解**を深めた

入院時の対応

- ・支援者にも院内では**マスク**や**手指消毒**を徹底してもらうほか、発熱などの症状が無いか申告してもらった
- ・以前は全ての例でPCR検査等を行っていたが、今は体調チェックシートへの記入のみお願いしている

支援者の付き添い事例・効果

- ・重度の障害のため、体が動かず、言葉も発せられない状態で、自分ではナースコールを押すこともできなかった。患者本人を熟知する支援者（ヘルパー）が入院時に付き添ったことで、体が痛い、体勢を変えて欲しいなど、医療従事者に患者の意思のくみ取り方が共有できた
- ・重度の障害のため言葉がうまく話せず、ジェスチャーや表情で、患者本人の意思をくみ取る必要があった。また、慣れない場所では不安でパニックになり、点滴や酸素投与のマスクを取ってしまうこともあった。患者本人の支援に慣れている支援者（ヘルパー）が入院時に付き添ったことで、パニックを起こすことなく落ち着いて治療が受けられた
- ・重度の障害者で発声ができず、不安が高まると筋緊張が強くなってしまいう患者だったが、慣れた支援者（ヘルパー）の付き添いによる意思疎通の支援により、本人の不安の軽減にも繋がり、入院中はそのようなこともほとんど起こらなかった

上記は対応の一例であり、実際に支援者の付添いを受け入れる際の流れについては、各医療機関の状況に応じてご確認ください。

お問い合わせ先

障害福祉サービスの利用については、各市区町村の障害福祉担当部局にお問い合わせください。

障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和 7 年 3 月

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課／地域生活・発達障害者支援室

目 次

【障害福祉課】

1	障害福祉人材の確保・職場環境改善等について	3
2	高齢の障害者に対する支援等について	24
3	事業者指定及び支給決定について	38
4	障害福祉関係施設等の整備について	49
5	障害福祉サービス事業の適切な運営について	62
6	災害対応について	78
7	訪問系サービスについて	85
8	障害者の就労支援の推進等について	124
9	強度行動障害を有する者等に対する支援について	166

【地域生活・発達障害者支援室】

10	相談支援の充実等について	182
11	障害者虐待の未然防止・早期発見等について	219
12	成年後見制度の見直しの検討状況、利用促進等について	238
13	障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援の推進について	246
14	障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について	251
15	住宅セーフティネット法等改正法について	258
16	発達障害者支援施策の推進について	266

5 障害福祉サービス事業の適切な運営について

(1) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

ア 障害者自立支援給付費国庫負担金の再確定について

障害者自立支援給付費負担金については、令和4年度以前（H30～R4）の交付額について、令和6年度において再確定を行っている。（791件、返還額826百万円・追加交付額1,878百万円）

これは、会計検査院による検査や市区町村における自主監査等によって、国庫負担金が過大、または過小に交付されていることが判明したものであり、その要因は、事業所の不正請求や負担金の算定について事業所や自治体での事務処理誤り等である。その結果、関係者各々の事務負担も増加しているものである。

こうした点も踏まえ、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、各都道府県におかれては、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市区町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認の際には二重のチェックを行うなど、市区町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。また、上記の研修会の開催等については、障害福祉サービス事業所等サポート事業も活用可能であるため、積極的に活用いただきたい。【関連資料1】

【会計検査院による主な指摘事項】

- ・ 訓練等給付費の算定に当たり、定員超過減算を適用して算定すべきところ、誤って適正に集計した金額とは異なる金額を用いて実績報告を提出していたことにより、国庫負担金が過大に交付されていた。
- ・ 訓練等給付費の算定に当たり、サービス管理責任者欠如減算、就労移行支援計画未作成減算を適用して算定すべきところ、誤って適正に集計した金額とは異なる金額を用いて実績報告を提出していたことにより、国庫負担金が過大に交付されていた。
- ・ 訓練等給付費の算定に当たり、目標工賃達成指導員配置加算の要件を満たしていなかったにもかかわらず、誤って、適正に集計した金額とは異なる金額を用いて実績報告を提出していたことにより、国庫負担金が過大に交付されていた。

イ 事業者からの自立支援給付費に係る返還に伴う障害者自立支援給付費国庫負担金の取扱いについて

障害者自立支援給付費国庫負担金の交付額の算定に当たっては、要返還額を実支出額から控除して国庫負担対象事業費を算定する必要があること、並びに事業者からの返還の有無にかかわらず要返還額の全額を実支出額から控除して国庫負担対象事業費を算定する必要がある。

（４）ＢＣＰの策定について【関連資料４】

業務継続計画（ＢＣＰ）については、令和６年度より策定を義務化し、さらに、令和６年度報酬改定において、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する「業務継続計画未策定減算」を創設したところである。

当該減算措置の経過措置期間が令和６年度末で終了するため、各都道府県等におかれては、より一層管内事業者に対して業務継続計画作成の趣旨を周知し、厚生労働省において提示しているガイドラインやひな形も活用いただき、計画の作成を促していただくようお願いする。

また、業務継続計画に実効性を持たせるためには、危機発生時においても迅速に行動ができるよう関係者に周知し、平時から研修、訓練（シミュレーション）を行い、最新の知見等を踏まえ、定期的に見直すことが重要となるので、業務継続計画の策定状況と併せて、一連の取組状況について、確認、指導をお願いしたい。

＜厚生労働省 HP（障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等）＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

業務継続計画や情報公表未報告事業所に対しても予算事業を活用し、研修会を開催するなど事業所に対するきめ細かい支援をお願いしたい。

＜参考（活用できる補助事業）＞

- ・ 「障害福祉サービス事業所等サポート事業」（Ｒ６補正予算）

※ いずれも、都道府県事業（政令市、中核市も実施可）

（５）利益供与等の禁止について

指定障害福祉サービス事業者等の紹介・選択が公正中立に行われるよう、指定障害福祉サービス事業者等の指定基準において、利益供与等の禁止について規定している。これは、障害福祉サービスは、障害者自らサービスの内容や質に基づき選択し、利用すべきものであり、こうした障害者の意思決定を歪めるような誘因行為については禁止しているものである。

（利益供与等の禁止）

第三十八条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２ 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う

者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受してはならない。

(※) 他サービスについても、当該規定を準用

当該規定の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の者を含むものであり、例えば、指定障害福祉サービス事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うことは、当該規定に違反するものであることから、ご留意いただきたい。